

<評伝>

## ダマノフスキイ・アーコシュの生涯と事績 (上)

古川 肇

### はじめに

小文をこれに着手した内的契機について述べることから始めたい。筆者の過去にはハンガリーの目録研究者ダマノフスキイとの間に再度の出会いがあり、その度に少なからぬ示唆を得たからである。

最初は1974年に、『英米目録規則 [第1版]』(以下「AACR1」)の第4条と第5条が改訂された折のことである。今や目録規則の改訂など日常茶飯事のように思っただけで怪しまない筆者であるが、目録作業に従事し始めて比較的日の浅い当時の身にこれは衝撃だった。規則の基幹部分が他の部分と無関係に単独に改変され得るのかと驚き、基本記入標目の選択の難しさを改めて痛感して、その理由と過程を探ろうと関係文献を探すなかで彼の論文(3(6)を参照)を知った。

次は最早その年月は不明だが、分量が1冊に達しない著作(の体現形)を時に注記としてさえ記録しないなど、その存在を無視し結果として著作を隠蔽しがちな目録作業の実情に、違和感を強めていた時期のことである。目録作業の源に遡って、そもそもこれが何を対象と定めて開始される営みなのかを問う彼の主著(1(2)を参照)に接した。

別に外的契機を述べると、約二十年前に米国の雑誌で彼を対象とする評伝<sup>1)</sup>に接し、これを雛形として自分も彼に関する別の評伝をまとめられないものかと夢想した。その後多忙のため徒に月日が経つばかりで今日まで過ぎてしまったが、ここで主として通称パリ原則と『書誌レコードの機能要件』との期間に、「目録基礎論」とでもよぶことが可能な分野で、その構築に力を注いだ目録研究者の軌跡の一端を明らかにしたいと思う<sup>2)</sup>。

## 1. 生涯

### (1) 姓名の順と仮名表記

国立国会図書館、米国議会図書館とも、ダマノフスキイ・アーコシュの姓名に対する典拠形アクセス・ポイントは“Domanovszky, Ákos”である。ハンガリー人名の表示の順は日本人名と同じく最初に姓、次いで名であるから(例えばベーラ・バルトクではなくバルトク・ベーラ)、この典拠形アクセス・ポイントは転置形ではない。姓に対応する「ダマノフスキイ」という小文で用いる日本語形は、本邦文献でのおそらく初出のものを僅かに変更した形である<sup>3)</sup>。名に対応する「アーコシュ」という日本語形は、インターネットで見られる形(複数人)に従った。そして、全体をハンガリー人名の上記の慣習に従い、「ダマノフスキイ・アーコシュ」とした。ただし、本人は少なくとも英語著作ではおそら

く常に名、姓の順に表示し、その際に名をイニシャルのみとするときもあった。

## (2) 経歴

ダマノフスキイは、1902年10月28日に祖父が哲学者、父が歴史家という家系に生まれ（父は共産党政権下に政治的理由で停職処分を受け、政権崩壊後に死後数十年を経て名誉回復されたという、東欧の知識人に特有の経歴をもつ）、1984年4月9日に没した（ただし1982年とする記事がある。）<sup>4)</sup>。1926年から3年間ブダペスト大学図書館に勤務したのが図書館に関する履歴の最初で、引退したのは1972年である。

彼は1937年に最初の著作を発表しながら、翌々年に勃発した第二次世界大戦と戦後の政変の影響と推察される二十年の長い空白があるが、1957年からは1979年まで三カ国語を使い分けて論考を世に問い続けた。筆者が把握している著作数を言語別に表示すると次のようになる。

	ハンガリー語	ドイツ語	英語
1959年まで	3	0	0
1960年代	4	3	4
1970年代	3	1	3

当然ながら母語を用いて執筆を開始しそれが生涯にわたって続くが、1960年からドイツ語でも論考を発表し始め、次いで1962年から英語でも発表するようになったのである。独英語を選択したのは、パリ原則の制定に始まる国際的な統一の機運に照準を合わせたの行為に相違ない。

1957年に自国の目録委員会委員長に就任した。当時のハンガリーの全国標準目録規則は、この年の前後の1953年に初版が、1958年に第2版が出版されたので、おそらく双方に関与したと思われる。

またこの頃から国際的標準化の成果を摂取する必要を自覚し、IFLAなど国際機関の諸委員会に参加し始めた。そして1961年の目録原則国際会議（International Conference on Cataloguing Principles 以下、見出し以外では「ICCP」）にはその準備段階から関わり会議の場では実に積極的に発言し、1969年の目録専門家国際会議(International Meeting of Cataloguing Experts)では主要な任務を担うとともに、両会議の果実を国内へ導入することに努めた。なお1961年までにブダペスト大学副図書館長(deputy librarian)に就任し1973年までに辞任している。

1974年には *Functions and Objects of Author and Title Cataloguing* と題する単行書を上梓した。以下、小文ではこれを「主著」とよぶ。その後1979年に雑誌 *Libri* に掲載されたドイツ語論文を最後の著作として生涯を終えた。

前記の評伝の執筆者マウロ・ゲリーニ (Mauro Guerrini) によると、彼の目録改革の実践は次の3段階から成る。

第1段階は1949年に始まり、国際十進分類法 (Universal Decimal Classification) の

ハンガリー国内の普及に努め、主題目録の構築に取り組んだ。第2段階は1953年以降で、相関的請求記号 (relative call number) を採用した。資料に関する記録の組織化から一転して資料自体の組織化に取り組んだわけである。資料組織化はこの両面から構成されると考える筆者は、彼にこの請求記号に関する論考があればとの強い思いをもつが、それは存在しないようである。さて第3段階は1957年に始まり、目録をより高い水準に引き上げるため、著者書名目録を中心とした様々な目録の統合に関心を払った。そして標準化の企図はインキュナブラと手稿を除く全蔵書に及ぶようになったのである。

ここからは、まず ICCP の報告書<sup>5)</sup>から彼の発言を抽出して吟味し、次いで全著作のうちの英語著作を順次取り上げて、彼の目録に関する主張やその根底に横たわる理論を探っていく。

## 2. 目録原則国際会議における発言

ダマノフスキイは ICCP にハンガリー図書館界を代表して出席した。報告書末尾の個人別索引 (Index of Persons) を通覧すると、彼がルベツキイ、ランガナタン、ヴェロナ等と並んで最も発言回数が多い人物の一人であったことが分る。目録原則 (以下、慣例に従い「パリ原則」という) の審議内容を収録する報告書本体は、原則の12のセクション

(以下「§」) 別に原案、討議、確定本文の3部から構成されている。ここでは彼の発言のうち、原案と確定本文を対比して後者に変更があり、かつ彼の発言がそれに何らかの影響を及ぼしたと判定できる条項を中心に引き上げ、反映されなかった発言については一部省略した。それらのうち2つの発言については既に紹介がある<sup>6)</sup>。

### (1) 条項6.1

§6全体は「各記入の機能」と題されている。その冒頭6.1の原案の要旨は、著者基本記入と書名基本記入との別なく統一標目 (原案では「標準標目 (standard heading)」) の下に記入する、というのであった。これに対して、統一標目採用の範囲をどのように設定するかをめぐって議論が沸騰した。森耕一の言葉を借りると、「問題は、書名の取扱いにあった。そして、図書中にある書名を基本記入とするA法の支持者と、統一書名のもとに基本記入を集中するB法 (原案とおなじ) の支持者とが相半ばした<sup>7)</sup>」のである。

このときのダマノフスキイの発言は既に報告書中の要旨が紹介されているが<sup>8)</sup>、それは報告書原文の一部を省略している。ここでは原文に忠実な私訳を掲げる。

ダマノフスキイ博士が以下のように説明した。ハンガリーの図書館人の立ち位置として、初めて基本記入の選定の問題を研究した当時、会議が自らを「大規模な総合研究図書館 (large general research libraries)」の要求を考慮することに限定している点に気付いていなかった。我々は、代わって全図書館に受け容れられる解決策として、著者名に対す

る標準標目の使用を心から支持し、原書名と標題紙上の書名との何れの下に基本記入を作成するかは、個々の図書館が決定すべきと提案している (had proposed)。我が代表団は、原則1の表現、特に「研究 (research)」という語が残るという条件の下でのみ、6.1の原案を承認する用意があると考え<sup>9)</sup>。

「原則1の表現」とは、「覚書の対象」と題する§1において、原案では「総合研究図書館だったのが、確定本文では「この原則は、大規模な総合図書館の蔵書を列挙した目録を特に念頭において定められたものである<sup>10)</sup>。」と、「研究」が削除された事情を踏まえている。検討の結果、6.1の確定本文の冒頭は以下のように妥協の色彩が濃厚となった。この時代の、統一タイトルの重要性に関する意識が高低様々だった実態が分かる審議経過である。

6.1 著者名の下に記入される著作の基本記入は、統一標目の下に作成するのを通常とする。書名の下に記入される著作の基本記入は、図書に印刷されているとおりの書名の下に作成してもよいし、統一書名の下に作成してもよい<sup>11)</sup>。(後略)

## (2) 条項 9.1-9.3

パリ原則中、予想するまでもなく大きな争点となった「団体の下の記入」と題する§9では、形を扱う 9.4 以外の 9.1-9.3 は一括して討議されたが、そこでダマノフスキイは、団体著者性の問題の解決案として次の3点を提案している。①その製作 (production) に役割を果たした団体名の下に記入する出版物のタイプを、明確に規定する。②そのような全出版物に対して、団体 [名] とタイトル (または適切ならば個人著者 [名]) 双方の下の記入の作成を必須とする。③基本記入の必須の標目としてこれらのどれを選択するかは、各図書館の判断に任せる<sup>12)</sup>。

会議全体は甲論乙駁の状態となり草案を再作成するための小委員会が設けられた。彼はその一員となったにもかかわらず、ハンガリーは再作成案の採決に反対票を投じるという分かり難い経過を辿った。9.1の確定本文については3(5)を参照。

## (3) 条項 9.4

団体著者に対する標目の形に関する 9.4 の議論において、ダマノフスキイは、政府刊行物は国によってではなく省庁によって製作されたものと主張した。この種の意見は彼一人に限らなかった。例えば、米国の目録規則の在り方に大きな影響を及ぼした “The Crisis in Cataloging” (1941) で知られるオズボーン (Andrew D. Osborn) は、ICCP 開催前に準備組織が世界の 17 人に執筆を依頼し参加国へ参考資料として配布したワーキング・ペーパーの一篇で、同類の意見を述べている。即ち、彼は当該論考の末尾に六つの勧告を掲示し

ているが、その第5点には次のようにある。

5. Lubetzky 提案では民間の団体名に限られているが、政府出版物についても、従来のように、地理的単位の名称 (**the name of the geographical unit**) を、出版当事者たる官庁名に先行させる取扱いではなく、それぞれの省名、局名のもとに記入する方式に重大な関心をよせるべきである。こうした場合、望ましい記入を欠くため、不可避免的に国名のもとに集まってしまうような出版物——つまり、どの省・庁に属するものともきめかねる種類の出版物については、その書名のもとに記入するのがよいと思われる。この取扱いはたとえば各種の官報類が示すように、それらを“France” (中略) 等のもとに、記入する理由が理論的にも (中略) 実際的にもない以上、全く望ましい方法である<sup>13)</sup>。

オズボーンとダマノフスキイの意見は確定本文に反映されていないが、問題の核心は、政府刊行物の基本記入標目の形が、創作者は最下位組織である、という事実に基づいて決定されなければならないことである。筆者は、この事実を明示するためには、組織名を昇順に構成すべきかとさえ思ったりする。ある論者は **Institute of Criminology (University of Cambridge)** という形を例示したが<sup>14)</sup>、それにならえば「総務課 (建設局, 東京都)」という工合である。さすがに筆者はこの形への変更を主張するつもりはないが、『日本目録規則』予備版 (1977 年版)・同 1987 年版における、上位組織名のみを記録し却って肝腎の創作者である下位組織の名称を省略するという規定は全く倒錯して<sup>15)</sup>、2018 年版における、上位・下位組織名を (この順に) ともに記録するという改訂は当然と考える。

ところで、ダマノフスキイは、団体著者性や団体標目に関して、あるドイツ語著作で網羅的に論じている<sup>16)</sup>。小文は事情により独語著作を対象外としたが、せめてその代りにヴェロナ (Eva Verona) とカーペンター (Michael Carpenter) が、このダマノフスキイの独語論文に着目し各々の自著で<sup>17)</sup>その要旨を紹介した箇所を、さらに要約して付録2として示すこととする (次号に投稿予定)。

#### (4) 条項 10.1

§10 全体のタイトルは「複数著者の著作 (**Multiple Authorship**)」で、10.1 の原案は主要な著者の下に記入すると規定している。

これに対してダマノフスキイは、例えば、初期の大学における論文 (**early university thesis** 筆者注—中世の大学におけるプラエセス等による討論の著作)、楽譜を伴わないオペラのリブレット、原著者名と改作者名を標題紙に並記している改作書のような主要な著者が判明し難い場合に関して、脚注を設けるよう発言した<sup>18)</sup>。これは実現しなかったが、10.1 原案と確定本文との一部を比較すると、前者での **the main entry for the work is made under the name of the principal author** の **is** が、後者で **should be** に置き換えら

れ膨らみのある表現となっているのは、彼の発言の影響かも知れない。

#### (5) 条項 10.3

確定本文で「合集」と題されたこの箇所は、ICCPでの大きな争点の一つだった。会議前に西ドイツ（当時）のブラウン（Helmut Braun）が、ワーキング・ペーパーの1篇において複数著者著作を論じたなかで、様々な著者によるテキストの蒐集と編纂を、著作の著者の活動に相当するものと見なすことはできず、編者等は副出記入に位置付けられると主張した<sup>19)</sup>。10.3の原案はそれを踏まえる内容だった（なお、ブラウンも発言者も専ら複数著者著作が焦点であったためか、編者(editor)と編纂者(compiler)を互換的に使用している。ここでは報告書の時々の記載のままに引用する<sup>20)</sup>）。

この原案をダマノフスキイは、編纂者の下の記入という旧来の伝統を打破する、原案全体のなかで最も徹底的な革新（the most radical innovation in the whole of the Draft Statement）であると評し、次のようにも述べた。詞華集の読者はそれを編纂者で探すのに慣れているし個人名は書名より正確で確定していて記憶しやすい、との反対にもかかわらず、原案を支持する。それはどのような規則の適用もその限界を正確に定める必要があることを意識するからである（as he was conscious of the need for the limits of application of any cataloguing rule to be precisely defined）。

会議参加者の意見が分かれたため、ルベツキイを含む委員たち（ダマノフスキイは含まれない）が、原案に沿って書名記入とする第1案(first alternative)と編纂者名を基本記入標目とする第2案(second alternative)を作成し採決を行った。結果は、第1案の賛否が35対22（棄権2）、第2案の賛否が25対26（棄権2）となり（なぜか投票総数が両案間で一致しない）、確定本文の正文としては第1案が採用され（ただし編纂者名を選ぶ例外を認める）、第2案は別法として脚注に位置付けられて決着を見た。

ここでもハンガリーは不可解な意思表示を行った。即ちダマノフスキイが原案を肯定する意見を述べたにもかかわらず、同国は第1案に反対票を投じ第2案に賛成票を投じた。ともあれこの10.3をめぐる経験が、彼に後掲の論文（3(6)を参照）を書かせる契機となったと思われる<sup>21)</sup>。

#### (6) 条項 11.5

「書名の下に記入される著作」と題された§11のなかで、11.5は改題されつつ続刊される逐次刊行物を扱っている。ダマノフスキイは、下記の原案に含まれていた“substantially”が曖昧であるとして代案を提示した。案が採択されなかった代わりに、確定本文ではこの語が削除された。

11.5 When a *serial publication* is issued successively under substantially different titles, a *main entry* is made under each title for the series of issues bearing

that title.<sup>22)</sup>

(7) その他

ICCP では 6 日間にわたる原則に関する討議の翌日に、Proposals for Future Action というテーマで会合が設定された。その席でダマノフスキイは、速やかに例示集 (collection of examples) によって原則を補足すべきとの提案を行った<sup>23)</sup>。これが十年後のヴェロナ等による豊富な例示を伴うコンメンタールの発刊につながったことは、容易に推測される。

なお、ダマノフスキイは ICCP が開催された翌年に、これについて個人でドイツ語により論考を発表している<sup>24)</sup>。

### 3. 主著以前の英語著作

彼の英語著作全7点を発表順に列挙すると以下のようになる。最後が主著であり、本章で主著以前かつ以外の6点を、次章 (次号) で主著を扱う。本章での各著作の紹介の末尾に簡略な私見を加える場合がある。

“Revision of Cataloguing Rules: Past, Present and Future.” In: *Az Egyetemi Könyvtár évkönyvei*. 1962. p. 21-34. EK\_Evk\_01\_03\_Domanovszky\_21-34.pdf (accessed 2022-3-26)

“Reflections on E. L. Tate's Test on the Draft Code.” *The Library Quarterly*. 35(1),1965. p. 21-27.

“Code-making: A Criticism and a Proposal.” *Vjesnik Bibliotekara Hrvatske*. 14(1-2), 1968. p. 58-68.

*Digest of the Comments Received on 'Bibliographical Data in National Bibliography Entries [by Michael Gorman (DE2)]: [1969]. (Working Papers [of International Meeting of Cataloguing Experts, Copenhagen, 1969], no. 2)*

“The New Hungarian Draft Code and the Paris Statement of Principles.” *International Cataloguing*. 1(3),1972 (July-Sep.). p. 3-4.

“Editor Entries and the Principles of Cataloguing.” *Libri*. 23,1973. p. 307-330.

(再録) “Editor Entries and the Principles of Cataloguing.” In: *Foundations of Cataloging: A Sourcebook*, edited by Michael Carpenter and Elaine Svenonius. 1985. p.192-206.

*Functions and Objects of Author and Title Cataloguing: A Contribution to Cataloguing Theory*. English text edited by Anthony Thomson. Budapest: Akadémiai Kiadó, 1974. 173 p.

(相版) *Functions and Objects of Author and Title Cataloguing: A Contribution to Cataloguing Theory*. English text edited by Anthony Thomson. München: Verlag Dokumentation, 1975. 173 p.

### (1) Revision of Cataloguing Rules(1962)

この論考の発表時期は他の英語著作と同じくICCP後ではあるが、ダマノフスキイ自身によると完成原稿を印刷者に発送したのはそれ以前であり、会議の結果には触れていない。

冒頭にカッター (Charles A. Cutter) の「目録作業の黄金時代は過ぎ去った」という言葉が引用される。ダマノフスキイによれば、彼は典型的な19世紀の子であって多くの同時代人と同じく自らの世紀の進歩に誇りを持ち、目録分野の達成に改善の余地はないと考えていた (he believed achievements having been reached beyond which no improvement would be feasible)。これはパニッツィ以来の比較的短期間での顕著な成果を思えば十分理解できる心境だが、当代の代表的な目録規則の一つが<sup>25)</sup>、その基本的な用語であるTitel (英語のtitle) の無制約な (unrestricted) 用法により規則内に様々な混乱が生じていることなどに照らして、カッターの見方は誤りである。また当該論文執筆の当時、西独と米国で作成中の改訂草案は<sup>26, 27)</sup>、極めて革新的でありながら従来の欠点を払拭し切れていない。これは伝統 (慣行) との妥協によるもので、一つの改訂と次の改訂との間隔の長さを思えば西暦2000年に我々の孫の世代が変改を要する残余の事項(remnants)を見出すことは大いにあり得る。

ダマノフスキイは次いで近未来の見通しへと考察を進める。筆者にとってその理路を追うのは容易ではないが (また英文には首肯しがたい箇所がある)、概ね以下のように予想あるいは期待していると見られる。

既に目録規則に関して次の検討が始まっている。即ち、余り重要でない事項を扱う特殊な規定や例外の削減による単純化、および規則の基盤を資料の内容より正式な標示

(formal marks 5を参照) に置くことによる、特殊な出版物に関する諸規定の省略や置き換えである。「いつか目録作業が現在の<自然>の記入語 (標目を指す) を放棄し、遙かに見つけやすい<人工>の記入語を創出するかも知れない (cataloguing one day may discard its present "natural" entry words and create "synthetic" ones by which an entry may much easier be found) と想定するのは、楽観的すぎるだろうか。」

より遠い将来、現在の著者書名目録の機能が遙かに進歩した書誌的道具に取って代われ、他方で図書館と読書の普及が利用者に、検索対象図書についてタイトルと著者だけの曖昧な記憶に代わる関連データへ注意を向けさせるかも知れない。この2条件が満たされれば、著者書名目録の識別機能が集中機能の毀損より重要となる (the first function of the author and title catalogue [...] would gain in importance to the detriment of the second function)。このような状況下では、もはや書名標目下の基本記入 (main entries



under title headings) から全著者標目を副出記入へ移すことを妨げるものは何もないであろう。

集中機能の一部、即ち特定の著作のあらゆる版や翻訳を集中する機能は、様々な主題目録の改善により手当てできる (could be taken care of)。いつの日か現行の著者書名目録がコンピュータによって置き換えられるならば、この目録は専ら識別機能を実行し主題目録を置き換えたコンピュータが集中機能をより経済的に果すだろう。ガル (C.D. Gull 当時General Electric社情報システム部門のconsultant analyst) がコンピュータ目録の構想を提示したにもかかわらず<sup>28)</sup>、電算機が稀少で高額であるのに比して館数が多く貧困な図書館界は当分の間、旧来の目録を作成し続けると思われる。だが、著者書名目録とその標目は変化し続けるしそのペースは速まるであろう。

私見—西暦2000年云々というダマノフスキイの予言は残念ながら的中したが、今となつては改訂を妨害したように見える伝統重視派は目録の継続性を尊重したのであり、カード・冊子目録下での簡単に標目の形を変更できない苦しい事情を斟酌すべきである。電算化の最大の恩恵はデータの修正が容易になったことであり目録規則の革新は急速に進むようになった。単純化も進展し、例えば共著において3人以下なら1人を、4人以上ならタイトルを選択するというような、愚劣な (とあえて言いたい) 区別はRDAで廃止された。

人工言語の標目への言及は、近年の典拠作業における、「書誌レコードの統制形標目を管理する上で基礎となる『テキストの文字列の管理』からの脱却<sup>29)</sup>」を目指す傾向の出現を予言しているかのように読める。筆者自身は今のところ、自然言語の標目の放棄は行き過ぎであり両者を共存させて使い分けるべきと考えている。

ガルという人物による構想の登場は、改めてパリ原則成立の時期が目録電算化の前夜でもあったことを我々に思い出させる。そして、電算化の開始直前に目録の機能について国際的な合意が実現したのは、今から回顧して絶妙のタイミングであり僥倖であったと思えてくる。

## (2) Reflections on E. L. Tate's Test on the Draft Code(1965)

先に 2(3)でその一部を引用したオズボーンのワーキング・ペーパーは、全体としては、サンプルとして抽出された図書に関して、当時の米国の標目に関する標準目録規則<sup>30)</sup>またはその改訂草案<sup>31)</sup>によって選択される基本記入標目と、一般の参考文献・販売目録等において各引用文献の冒頭に置かれる要素として選択されたものとの一致率の高さを比較し、改訂草案の方が高いとした論考である。後にテイト (Elizabeth L. Tate) が同一テーマを推計学の手法で実験した<sup>32)</sup>。ダマノフスキイの標記の著作は、このテイトのテストに対する意見 (reflection) を記したものである。彼の著作に対する唯一と思われる邦訳があるので<sup>33)</sup>ここでは概要の紹介を省略する。「調査の基礎は 606 例というさびしい量」などと手法に対する批判もあるが、主として版を重ねる間に編者または編纂者が交代する著作 (改訂草案によれば works of changing authorship<sup>34)</sup>)、団体著者および書名副出記入に関す

る彼の見解を綴っている。なお、これに対してテイトが回答している<sup>35)</sup>。

### (3) Code-making (1968)

ユーゴスラビア（当時）の雑誌に掲載された論考で、一事例を通して AACR1 を批判し目録規則の構築のあり方を提案している。既存規則への批判の上に立論する点で、上記の(1)に類似する。

ダマノフスキイによると、AACR1 に従って、団体が編集した記念論文集の基本記入を決定（より具体的に言えば当該タイトルと団体名のどちらかを選択）しようとしても、その根拠となる条項をどこにも見出すことができず、同規則第1章「標目の選定」の「一般原則」に遡っても決定できない。また **compiler** や **editor** が複数他者による複数著作を構成する者だけでなく、書誌・辞書等のデータに関わる者を意味する箇所（「一般原則」脚注）もあるなど、多くの「曖昧な条項、分節化が十分でない命題、矛盾などの論理上の過失、用語における不注意」に遭遇する。彼はこのような状態が当作業の関連部分にとどまると推測する理由はなく、全体がこうした状態なのであると推測するのである。さらに彼も指摘するように、団体が編集する記念論文集に対しては直前の目録規則に条項が存在していたにもかかわらず<sup>36)</sup>、AACR1 においてその基本記入の決定が不可能であるという事態は、AACR1 構築の過程で新旧条項の対照が十分になされていなかったことを意味する。

筆者から見て、この間の追求は緻密で鋭く AACR1 の欠陥を暴いていて、同規則に対する批判として、ゴーマン（Michael Gorman）によるそれ<sup>37)</sup>と比べ範囲は狭いが徹底している。対照的に、彼はルベツキイによる改訂草案<sup>38)</sup>に対しては、「20世紀後半のコード化のすべての努力のなかで、最も注意深く考慮され申し分のない(most satisfactory)もの」と高く評価する。

このような検討を踏まえてダマノフスキイは、標題である **code-making** のあり方について次のように自説を展開する。

目録規則の構築は、資料自体と資料上の表示の多様さ、および目録の目的の相互対立に起因する扱いにくい業務（**tricky business**）であり、厳密な論理、首尾一貫性、緻密な相互関連を有する構造が必要な草案の作成は、最も専門的で頭脳明晰な特定のカタログラーに一任するならばそれが最善である。この最初の段階を数人が分担する共同作業に基づくこととすると、成功の希望は完全に消えてしまう。次の段階で草案は専門のカタログラーから成る委員会で討議されるが、彼らは目録の専門家であっても例外を除いて目録規則構築の専門家ではない。大規模な委員会の成員の多くには洞察力もなければ結果に対する責任感もない。さりとて旧来の集団的性格（**conventionally collective character**）を規則の構築過程から奪えないことは明らかだが、最終的な判断を行う人物は3人以下に制限する。草案はこのうちの1人によって準備され、すべての細部に彼と同じように精通している他の2人によって承認される。草案の改変へ向けてのすべての批判や提案も、この小集団が検

話し受け入れたり拒絶したりすべきである。

私見—以上の組織論を極論と見る向きもあると思われるが、彼の委員会に対する批判については、筆者は自らの経験に照らして多くの真実を含んでいると考える。委員会は成員の全員が一定以上の能力と意欲とを併せ持たない限り、その使命を十全に果すことはできないのである。ところで筆者は、彼はルベツキ草案を無条件に称揚しているがそれで良いか、これに問題の源があったのかも知れないという疑いから出発する検証も必要ではなかったか、との疑問を抱く。

#### (4) Digest of the Comments ... (1969)

これは彼の英語著作中、筆者が原文を唯一入手できなかったもので、ページ数も不明である。ただし、一部が1969年の目録専門家国際会議の出席者で後に「国際標準書誌記述」の制定に主導的役割を果たしたゴーマンの自伝中に、1ページの約四分の一を占めて引用されている<sup>39)</sup>。それにより推察すると、ゴーマンが世界の8種類の全国書誌中の記述を分析し<sup>40)</sup>、同上会議に事前に討議資料 (Documents for Examination) として提出した *Bibliographical Data in National Bibliography Entries: A Report on Descriptive Cataloguing* を対象に、同じく事前に提出された諸家のコメントを整理したものである。ダマノフスキ自身のコメントを含む著作とは思えない。

#### (5) The New Hungarian Draft Code and the Paris Statement of Principles (1972)

ハンガリーではICCPより僅か3年前に同国の標準目録規則の最新版が成立したためか、パリ原則に基づく改訂が日米に比べて遅延した。この記事は、当時の改訂草案の構想や現状について、目録の機能、個人著者、団体著者に三分して述べたものである。

彼から見て、決定的な変更はパリ原則の集中機能に関する原則(2.2)を完全に受容したことである。

個人著者に関しては以下の諸点を記している。これまで不明確だった「主要な著者 (principal author)」の概念を取り入れ他の著者と明確に区別する、個人標目の形に関する通則の欠如と特殊な規定の連鎖という現状を改める、聖人や統治家族 (reigning Families) の成員の規定は未改訂のためパリ原則と不一致である、編者による合集は例外なく書名記入とする。

さて、パリ原則は団体を著者として選択する場合を次のように定めている (注は略)。

9.1 次のような場合には、団体名の下に基本記入を作成する。(中略)

9.11 たとえ団体の役員や職員の立場にある個人の署名があっても、当該著作が、本質的に当該団体の総体としての思想・活動の表現である場合、または

9.12 書名あるいは標題紙上の表現を、当該著作の性格とあわせ考えると、団体がその著作の内容に責任を持つということが明らかな場合。

しかしこの箇所に対する当時の批判は国際的に強かった。その核心は、9.11では「総体としての思想」の曖昧さであり、9.12では「表現」(形態的基準)と「性格」(内容的基準)という異質な基準の共存であった<sup>41)</sup>。各国はこれらに基づく改訂に苦慮しハンガリーも事情は同じだったが、専ら9.11に依拠して9.12を却けることとした。ダマノフスキイはパリ原則のこの部分の規定が不備である以上、不一致はやむを得ないという。

最後に彼は、現在の草案が順調に規則となれば、ハンガリーは著者書名目録の次元で、国際協力の要請に進んで従う諸国の前列にその位置を占める資格をもつだろう (**will be entitled to a place in the front rank of nations**) という。

私見—主要な著者の区別は重要だが、オンライン目録になってその重みを減じたことも確かである。

高貴あるいは枢要とされる地位にいる個人に対する標目の厄介さは、洋の東西を問わない。目録の伝統どころか社会の伝統に対峙しなければならないからである。だが規則の簡素化はここでも貫きたい。例えば『日本目録規則』には今上天皇に対する標目の形について、天皇陛下(1952年版)→天皇(1965年版)→天皇陛下(2018年版)という揺れが見られるが、筆者は1965年版の形で十分と考える。

団体著者の範囲に関しては、これを資料が団体から発出しているという外的特徴と、内容が特定のカテゴリーに属するという内的特徴との双方向から限定したAACR2の規定が、RDAに継承されそのRDAがヨーロッパなど多くの地域で翻訳されているのは、この規定が遂に国際的に定着した証拠と考えてよいのではないだろうか。

## (6) Editor Entries and the Principles of Cataloguing (1973)

タイトル中の **editor entry** は、編者を標目とする基本記入を指すと解される。

本著作を紹介する前に、先の2(5)でダマノフスキイがICCPにおいて、編者または編纂者がいる複数著者著作に対して書名記入を作成する、と規定したパリ原則10.3の原案を「革新」と評価したことを確認しておきたい。即ち彼は **editor entry** (以下「EE」) を否定し **title (main) entry** を肯定したのであった。本著作はこの発言を後から根拠づけた論文と位置付けられる。

ところで、彼の英語著作(主著を除く)にはテキストに小見出しがないという、読者泣かせと言いたくなる共通点がある。20ページを越えるこの論も例外ではないが、ここではことさら分節化して概要を記す。

### a.前提

冒頭でダマノフスキイは、編者は個人であり団体には及ばないこと、およびEEについて指摘される事柄は、編纂者を標目とする基本記入にも適用されることを断る。

### b.原理

目録構築の原理とすべき点を、彼はチャプリン(A. H. Chaplin ICCPの目録原則原案

の起草者) の講演<sup>42)</sup>に基づいて次の順に説く。

- ① 目録規則は、利用者の予想 (expectation) に適合すべきである。
- ② 目録規則は、目録構築の普遍的で論理的な原則に一致すべきである。
  - ・ 目録規則の条文は、矛盾してはならない。
  - ・ 目録規則の条文の意味は、可能な限り明確でなければならない。
  - ・ 目録規則の条文は、目録規則と目録の効率を高めないものであってはならない。
- ③ 目録規則の構築者 (code-maker) は、カタログの伝統を考慮すべきである。

#### c. EE に対する批判

ダマノフスキイは、上記の目録構築の原理の順に EE は次のように適切でない、と考えた (「矛盾」については触れていない)。

編者が関わる著作の種類は、百科事典、詞華集、逐次刊行物、会議の報告等、多様であり、また編者は標題紙上で往々にして顕著な標示 (distinguishing mark mark については 5 を参照) ではないため、必ずしも利用者の予想の対象にならない。

編者が関わる複数著者著作に対して EE を選択するよう規定した目録規則は、その種全著作を適用範囲としているわけではなく、必ず一部の著作に対して編者以外の標目を選択するよう規定している。だが、それに該当する著作の範囲は明確に定められていない。

著者・編者・書名間の選択に必要な境界設定 (delimitation) の構築と適用は、効率の低下を来す。

EE には伝統があるが該当する規定の内容は一定ではない。国際的な統一の進歩を妨げる曖昧さと多様さを解消するために、EE を速やかに排除することが望ましい。

#### d. AACR1 の該当条文に対する批判

ダマノフスキイはここまで進めた考察を、パリ原則 10.3 の別法に準拠した (つまり EE を選択した) AACR1 の該当条文を対象に、確証する (corroborate) 作業を次のように試みた。

i) 1968 年に公刊された AACR1 の第 4 条「編者の指揮の下に製作された著作」は、当初は編者を標目とする規定であり 1974 年に書名記入へと改訂された。ダマノフスキイが俎上に載せたのは当初規定の方である。

ここに当初規定の主要部分を掲げておく。

- A 次にあげる条件に適合する場合には、編者の指揮のもとに製作された図書をその編者のもとに記入する、1) その著作の標題紙上に編者が表示されていて、2) 書名中に出版者名がなく、3) 編者がその著作の存在に主たる責任を有していると思われるとき<sup>43)</sup>。  
(下線は筆者)

これに対して公刊後に多くの批判が上掲下線の部分に集中し、判断が困難で主観が入り易い曖昧な表現であると非難された。ダマノフスキイの批判も一つはそれに準ずるもので

あるが、同時に約2ページにわたって、次の箇所に端的に表現されている趣旨の批判をも展開している。

第4条は明らかに「著作」の編者に言及しているが、同時にこれらの著作の標題紙について語っている。しかしながら、著作が標題紙をもつことは不可能で図書だけが可能である。同条は実際に図書と著作のどちらを扱おうとしているのか、不明確なままである。

ii) AACR1の第5条「合集」は、当初は編纂者を標目とするという規定であり1974年に書名記入へと第4条とともに改訂された。ダマノフスキイが俎上に載せたのはもちろん当初規定の方である。以下のように批判する。

- ・本条は「独立した種々の著作を集めた」ものが合集であるというが、例えば引用句辞典や碑文集が、これに該当するか否か疑問であって、この規定は曖昧である。
- ・何人かの著者が組み合わされて、合集となるのが慣習であるようなケース（例えばマルクス・エンゲルス・レーニン）で、著者でなく編纂者が標目となるのは不自然である。
- ・本条は、合集について「様々な著者が同一の機会に際してとか、もしくはその図書のために特に書き下ろしたものでない」というが、その判断は実際にはしばしば不可能である。さらにこの条件を満たす著作とそうでない著作の双方が含まれる場合もある<sup>44)</sup>。

#### e. 結論

ダマノフスキイは、このように ICCP での EE 否定・書名基本記入肯定の発言を詳説した末に、EE の採用を規定化する方式 (mode) を発見することは不可能であると断じる。

彼によるこのような批判を要約するキーワードを挙げるとすれば、「境界設定」がそれに相当しよう。彼から見て AACR1 は EE と非 EE との間に明確な線を引くことができなかったのである。なお、この両条は彼だけでなく多くの批判を浴びて書名基本記入へ改訂され<sup>45)</sup>、AACR2 で合体された(21.7)。ちなみに、これは 2010 年刊行の RDA に実質的に引き継がれた(6.27.1.4)。また RDA では編者と編纂者について、前者が著作の収集等によりその表現形に寄与する個人・家族・団体、後者がデータなど非著作の収集等により著作の創作に責任を有する個人・家族・団体、という相互に混同の生じない定義が与えられ、3(3)で見たダマノフスキイの指摘は解決された。さらに 2020 年段階で「集合体現形」という概念が導入された。

私見—明確な境界設定を提示できないからといって EE を一切認めないダマノフスキイの結論は、合集の実態から乖離していると筆者は思う。編纂者の見識によって、既存著作の集合が単なる総和を超えて新しい著作（ルベツキイの言葉を借りれば something new<sup>46)</sup>）に転化している例は、特に詞華集の場合に無視できず、筆者は例外として EE を認めたパリ原則確定本文の 10.3 に与したい (2(5)を参照)。ただし例外の条件は、編纂者

名が標題紙に顕著に表示されていること（確定本文）ではなく、編纂者名で一般に知られていること（原案）の方に同意する。

注

- 1) Guerrini, Mauro. "Between Myth and Oblivion: A Biography of Ákos Domanovszky." *Cataloging & Classification Quarterly*. 32(3), 2001. p.57-72.
- 2) 内的外的を問わず大元となる契機にまで遡れば、55年前の記憶に辿り着く。図書館史研究者の石井敦は、筆者の属する同窓会誌の幹事佐藤隆司（2021年逝去）の求めに応じて一文を寄せ、就職したばかりの我々へ向けて日常業務に埋没しないよう戒め、公共図書館、大学・専門図書館別に計23名の日本近現代の図書館人の名を列挙して、業務の傍らどの職場にもある『図書館雑誌』等に掲載されている彼らの論文・記事等を対象にこれらの先達を研究対象としてはどうかと提言されたのであった。人名の中には、関野真吉、仙田正雄など資料組織化に関わる人物も含まれていた。小文はご提言から半世紀以上を経て、旧師の墓前に提出する宿題でもある。  
石井敦「図書館学の遺産継承」『一期会会報』3, 1967.9. p.21-23.
- 3) Shinebourne, J. A. 著 岩下康夫、遠山潤訳「英米目録規則批判」『整理技術研究』18, 1983.1. p.2.
- 4) 以下、経歴と著作のデータは前掲1と次のサイトに拠る。Ákos Domanovszky | Ikaros (accessed 2022-3-26)
- 5) International Conference on Cataloguing Principles. *Report*. 1963. viii, 293p.
- 6) 森耕一「目録原則に関する討議(1)」『図書館界』19(2), 1967.7. p.52-53.
- 7) 森耕一「目録の機能についての覚書」『図書館界』19(2), 1967.7. p.49.
- 8) 前掲6. p.56.
- 9) 前掲5. p.35.
- 10) エヴァ・ヴェロナ等著 坂本博等訳『パリ目録原則コンメンタール』1977. p.9. 以下、パリ原則からの引用は本書による。
- 11) 前掲10. p.10.
- 12) 前掲5. p.43-44. 実はダマノフスキは続けて次の発言をしているが、筆者は“judged”以下を理解できないので、ここに原文のみを記す。The quality of all cataloguing rules depended on their dealing with borderline cases, and judged by this the inferiority of the rules for corporate authorship, which involved so many doubtful cases, was very evident and sufficient to make corporate headings unsuited for the role of main entries, which must necessarily be unique and definite.
- 13) Osborn, Andrew D. 著 高橋俊哉訳「目録原則と他の書誌形態に適用される諸原則との関連について—「I.F.L.A.目録原則国際会議(1961)提案資料」1—」『図書館界』14(4), 1962.11. p.112.
- 14) Gilbert, J. "Problems of Corporate Authors: Some Aspects of the New Code." *Catalogue & Index*. 15, 1969.7. p.15.
- 15) 「団体の内部組織は、その団体の名称を標目とする。」(『日本目録規則』予備版 (1977年版))

3.3.2.2.1(3))、「団体の名称が内部組織を含めて資料に表示されているときは、その内部組織を省略した名称を標目とする。」(同 1987 年版 23.2.2.3)

- 16) Domanovszky, Ákos. “Die korporative Verfasserschaft.” *Libri*. 11(2), 1961. p.115-158.
- 17) Verona, Eva. *Corporate Headings : Their Use in Library Catalogues and National Bibliographies : A Comparative and Critical Study*. 1975. xiv,224p.; Carpenter, Michael. *Corporate Authorship : Its Role in Library Cataloging*. 1981. x, 200p.
- 18) 前掲 5. p.61.
- 19) Braun, Helmut. “Multiple Authorship.” *In: International Conference on Cataloguing Principles. Report*. 1963. p.208.
- 20) ただし用語に関する発言も次のようにあった。「もし **compiler** という語が、編者(editor)と蒐集者(collector)の双方の意味を含んでいることが明確にされれば、この条項を受け容れる用意がある。」(エヴァ・ヴェロナほか)、「総合書名をもつ合集について、以前に別々に出版されたものから成る合集と、初めて書かれたものから成るそれとを区別するよう望む。」(ベルギー代表)。AACR1 の第 4 条と第 5 条の区別は後者の意見に順序は逆だが対応している。
- 21) ICCP 以後の十年間に、我が国でこのテーマに触れて次の諸論考が著わされた。石山洋「いわゆる編さんものの記入規則の改正—目録規則の国際的統一の動向から—」『図書館学界年報』9/10, 1963.7. p.55-57、平山和一「標目選定をめぐる編者・編纂者の取扱い方について」『私立大学図書館協会会報』47, 1966.12. p.88-96、浅賀律夫「編者標目肯定の考察」『図書館界』21(2), 1969.7. p.47-51、高野彰「著者性の不安定さ」『図書館界』22(5), 1971.1. p.171-178.
- 22) 前掲 5. p.69.
- 23) 前掲 5. p.87.
- 24) Domanovszky, Ákos. “Der Code-Entwurf der Pariser Katalogisierungskonferenz.” *Libri*. 12(3), 1962. p.191-216.
- 25) *Instruktionen für die alphabetischen Kataloge der preussischen Bibliotheken vom 10. Mai 1899*. 2. Ausgabe. 1909.
- 26) *Regeln für den alphabetischen Katalog: Entwurf*. 1958.
- 27) Lubetzky, Seymour. *Code of Cataloging Rules: Author and Title Entry: An Unfinished Draft for a New Edition of Cataloging Rules Prepared for the Catalog Code Revision Committee*. 1960. 86p.
- 28) Gull, C. D. “How will electronic information systems affect cataloging rules?” *Library Resources and Technical Services*. Vol. 5. no. 2. Spring 1961. p.135-139. 同人には ICCP へ向けてのワーキング・ペーパーもある。“The Impact of Electronics upon Cataloguing Rules.” *In: International Conference on Cataloguing Principles. Report*. 1963. p.281-290.
- 29) Smith-Yoshimura, Karen 著 橋詰秋子、福山樹里訳「OCLC 報告書『次世代のメタデータへの移行』抄訳」『メタデータ評論』2, 2021.10. p.8. 99defc684890a400c9fd1ca55e5285f0.pdf (techser.info) (accessed 2022-3-26)
- 30) A.L.A. *Cataloging Rules for Author and Title Entries*. 2<sup>nd</sup> ed. 1949.



31)前掲 27

32)Tate, Elizabeth L.著 森耕一、坂本徹朗訳「基本記入と文献引用形式」『現代の図書館』1(3), 1963.9. p.127-145.

33)Domanovszky, Ákos 著 高橋弘訳「E.L. Tate による ALA 目録規則改訂案のテストに対する意見」『現代の図書館』4(1), 1966.3. p.16-21.

34)前掲 27. 第5条

35)Tate, Elizabeth L.著 高橋弘訳「意見に対する回答」『現代の図書館』4(1), 1966.3. p.22-23,35.

36)前掲 30. 5A(1c)

37)Gorman, Michael, "A-A 1967: The New Cataloguing Rules." *Library Association Record*. 70, 1968.2. p.27-32.

38)前掲 27

39)Gorman, Michael. *Broken Pieces : A Library Life, 1941-1978*. 2011. p.133.

40)高鷲忠美「国際標準書誌記述(ISBDs)ーその背景・発展・問題点ー」*Technical Services*. 13, 1979.1. p.9.

41)前掲 10. p.58.

42)Chaplin, A.H. *Tradition and Principle in Library Cataloguing*. 1966. 24p.

43)『英米目録規則 北米版』大内直之等訳 1968. p.41. なお、主文は A 項のみであり B 項以下は存在しない。

44)筆者による次の旧論から再録（一部修正）。「編者および編纂者の著者性についてー『英米目録規則』第4、5条の改訂をめぐってー」*Technical Services*. 11, 1976.9. p.9.

45)詳述すると、実は書名基本記入へ転じる前に小改訂が行われるという中間段階があった。それは第4条 A の「3)編者がその著作の存在に主たる責任を有していると思われるとき」という箇所、長文の脚注を補う改訂であり、その主要部分は EE を選択するのに必要な 2 条件を疑問形で挙げることであった（一つのみ引用すれば「編者として表示されている個人が、当該著作を立案し、企画し、個々の章や論文の執筆者を選定したと思われるか」）。ダマノフスキイはこの脚注に対し、曖昧さの多くが除去されていない上、カタログに十分な情報がなければ答えられないなどと批判した。

46)前掲 5. p.63.

(ふるかわ はじめ)

2022 年 4 月 11 日受理